

別表 1 国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する者

国家資格等コード	区 分	国家資格等コード	区 分
101	医師	112	きゅう師
102	歯科医師	113	栄養士 (管理栄養士含む)
103	薬剤師	114	義肢装具士
104	保健師	115	言語聴覚士
105	助産師	116	歯科衛生士
106	看護師	117	視能訓練士
107	准看護師	118	柔道整復師
108	理学療法士	119	社会福祉士
109	作業療法士	120	介護福祉士
110	あん摩マッサージ 指圧師	121	精神保健福祉士
111	はり師		

【注意】

・上記の国家資格等のコードで受験する場合、算定できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。

・要援護者に対する直接的な対人援助でない教育・研究業務、営業、事務等は、実務経験になりません。